

こんな事でお悩みなのでは？



集落営農をめぐる現状

集落営農については、一つの農業集落で構成されているものが約7割を占めています。近年、集落営農同士の合併、事業統合、合意のできる有志で法人化するなどの事例も見られるほか、法人では5集落以上で構成されているものが約1割となるなど広域での活動も増えてきています。

法人化するとどうなるのか

集落営農を法人化すると、役員が経営責任を負うことになる、従業員に対する社会保険料の経済的な負担、従業員との意思疎通がより重要となるほか、事務的な負担が増えます。

一方で、経営責任を自覚することによる経営者の意識改革、地域の雇用の場となる、事業の継続性が高いことや計数管理の充実などによる対外信用力の向上のほか、農地の利用権等の権利主体となれるなど様々な利点があります。

法人化は経営のゴールではなく、さらなる経営発展へのステップとして取り組んでみましょう。



これからの明るい農業の未来に向けて、皆でまぎろふ案内いたします。

法人化するとどうなるのか

		民法上の任意組合	法人	ポイント
経営面	経営管理	個人名義の取引や契約の締結	法人名義の取引や契約の締結	代表者が代わっても安定的に運営可能
		機械等の資産は各構成員の所有	機械等の資産は法人として所有できる	役員の経営責任が明確化され、意思決定の透明性や迅速性が向上する
	対外信用力	団体運営に構成員個人の個性が強く反映されるため、団体としての対外的な信用力を構築しづらい	経営責任や計数管理の充実、各種法定義務（経営報告など）を伴うため、取引上の信用力が向上	複式簿記での記帳が義務化されるなど経理・申告事務が増加
		商標登録の主体になれないなど地域ブランドづくりが困難	法人となることで、企業としてイメージが向上し、商品取引等が円滑化	取引金融機関からの資金調達が円滑化
	人材の確保・育成	任意組織のため構成員から代表や運営の中心となる者を選ぶしかなく、高齢化リスクが高い	外部からの従業員や役員の確保がしやすい	
制度面	税制面	累進課税の所得税が適用	定率課税の法人税が適用	一定以上の所得規模がある場合は税負担が軽減
			所得の分配（役員報酬の給与所得化など）による事業主への課税軽減	利益がなくても都道府県民税（均等割）等の納税義務が発生
	社会保険制度	労災保険は、特別加入（任意） ^(注1) 雇用保険は加入できない	労災保険・雇用保険は、強制適用 ^(注2)	社会保険制度の充実により、外部からの人材を確保しやすい
		国民健康保険・国民年金に加入	健康保険・厚生年金保険は、強制適用 ^(注3)	社会保険制度の導入に伴う事業主の負担が発生
			労働時間等の就業規則が整備されるなど、就業条件が明確化 ^(注4)	福利厚生等の待遇改善により多様な人材確保の期待
	農地の取得・借入	所有権、利用権等の設定ができない	所有権、利用権等の設定が可能	
	出資者の責任	無限責任	有限責任	
	制度資金	一部の制度資金（スーパーL資金等）の融資が受けられない	多様な制度資金（スーパーL資金等）の利用が可能となる	資金により別要件がある（例：スーパーL資金の対象は認定農業者）
			農業法人投資育成事業を営む株式会社等（アグリビジネス投資育成株式会社など）から出資が受けられる	

(注1) 常時雇用従業員が5人以上の場合は、強制適用

(注2) 農事組合法人（従事分量配当制）の場合において、組員（出資者）は労災保険は特別加入（任意）、雇用保険は加入不可

(注3) 農事組合法人（従事分量配当制）の場合において、組員（出資者）は国民健康保険及び国民年金に加入

(注4) 常時雇用従業員が10人以上の場合は、就業規則を定める必要